

平成20年度一般会計予算 660億8200万円

ともに育み、人が輝くまちへ「選択」と「集中」による事業実施

平成20年第1回（3月）定例会では、市長から提案された諮問、同意案、条例案等37件、新年度予算案を含む予算案41件、委員会提出議案1件と議員提出議案1件の計80件の議案が上程されました。

定例会初日には、80議案が上程されました。そのうち諮問2件、同意案1件及び委員会提出議案1件は初日に審議し、それぞれ可決しました。また、新年度予算案を除くその他の議案と議員提出議案を所管の常任委員会に付託し、各常任委員会での審査を行いました。

定例会2日目には、各常任委員会に付託された案件について、各委員長の報告・討論・採決を行いました。その結果、すべて提案どおり可決しました。また、議員提出議案1件を提案どおり可決しました。

新年度予算案は、平成19年度予算に比べ1・3%の増となるものです。その主な要因は、民生費の13・2%の増などによるものです。新年度予算案については、定例会初日に設置された予算特別委員会に付託し、9日間におよぶ審査を行いました。

定例会最終日には、新年度予算案について、予算特別委員長の報告、

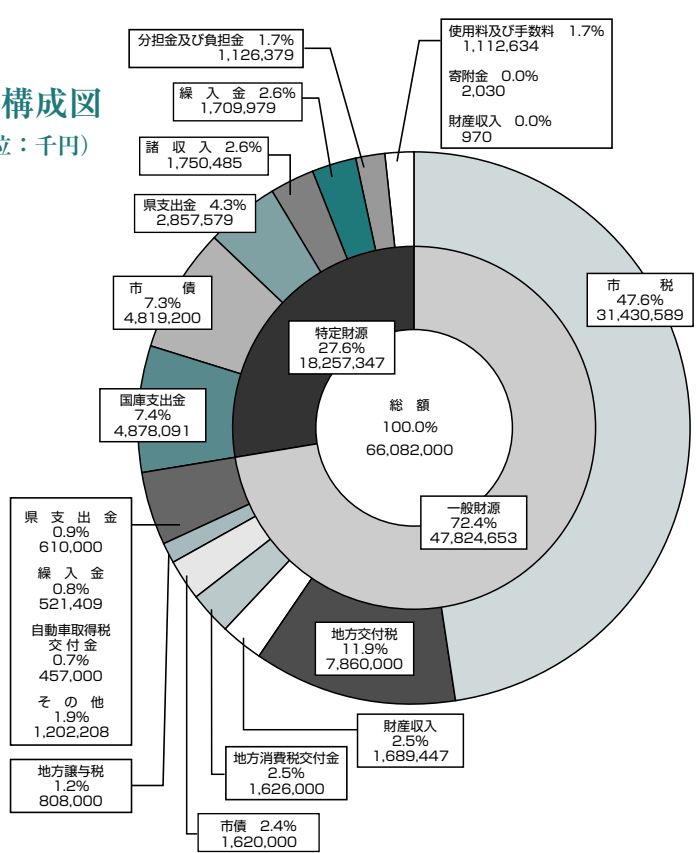
平成20年度予算の概要

重点施策

「人が集い、むすびつき、輝くまち」
「安全・安心な暮らしが確保され、快適に暮らせるまち」を目指して
「県央の交通拠点性を活かしたまち」

- ・ 個の力が発揮でき、人の力で発展していくまち —一人づくり—
- ・ 安全で安心な暮らしを地域で支えあうまち —安心づくり—
- ・ 環境と調和した生活しやすいまち —快適づくり—
- ・ 交流が盛んなにぎわいのあるまち —活力づくり—
- ・ 新たな発想を活かした自立と協働のまち —自立のまちづくり—

歳入予算款別構成図
(単位：千円)



討論、採決を行い、すべて提案どおり可決しました。

《予算特別委員会の審査概要》

● 一般会計予算

▽委員からの主な意見・要望

・農業を魅力あるものにするため、付加価値のある特産品の安定供給に向けた総合的な取り組みを行っていただきたい。

- ・予算の執行に当たっては、行財政改革を行う必要がある一方で、新市建設計画や第四次総合計画の実施が求められており、これらの計画が着実に実行できる財政運営に努めていただきたい。
- ・市民協働のまちづくりの具体的な方策を。
- ・地域住民自治組織の構築を。
- ・スクールバスによる通学に対する補助の公平性の確保を。

▽委員会での反対討論

大企業に対する支援はあるが、扶助費では市独自の施策による予算が見受けられない。

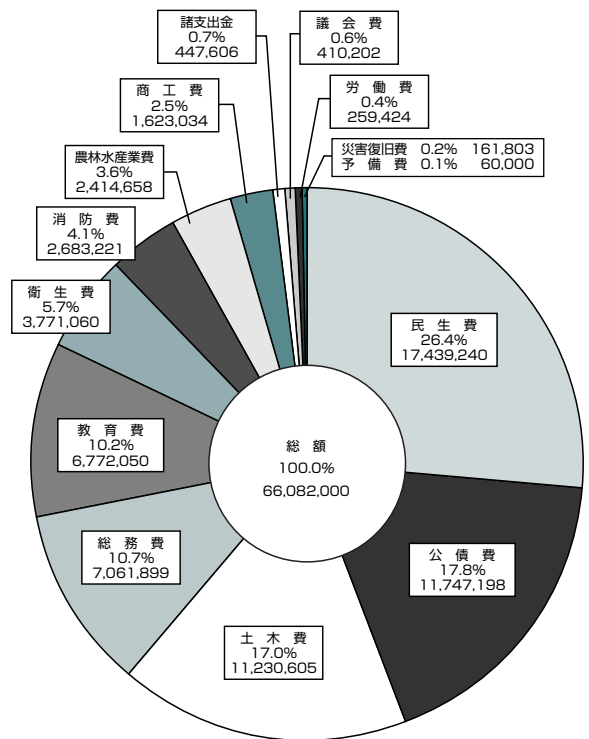
▽委員会での賛成討論

本予算案では、道州制の州都の誘致を視野に入れた都市拠点整備の兆しが見え、非常にバランスの取れた予算となっている。

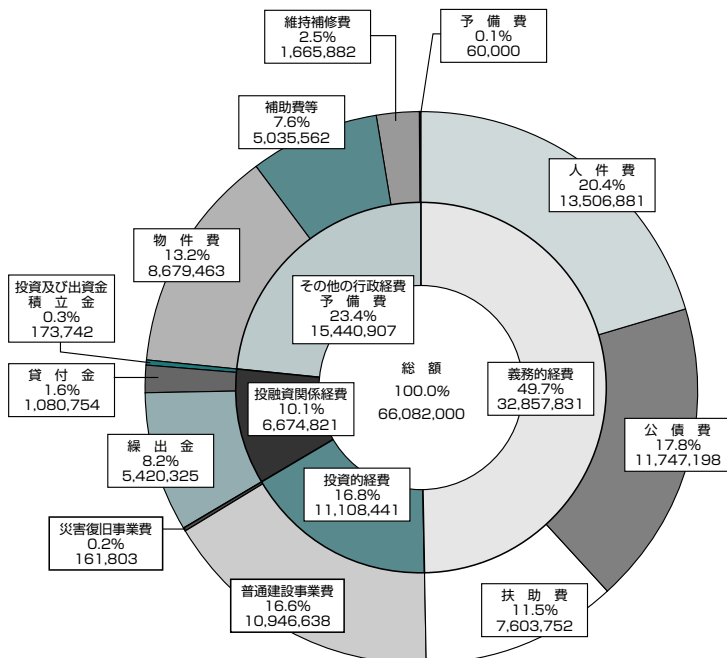
▽委員会の審査結果

採決の結果、賛成多数により可決

歳出予算款別構成図 (単位：千円)



歳出予算性質別構成図 (単位：千円)



すべきものと決した。

●特別会計・企業会計予算

▽委員からの主な意見・要望
・西条中心市街地での雨水対策事業

における最良の工法の選択を。

▽委員会の審査結果

採決の結果、国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計に

区 分		平成20年度当初予算額	平成19年度当初予算額
一般会計		660億8,200万円	652億2,600万円
特 別 会 計	住宅新築資金等貸付事業	1,149万3千円	1,399万2千円
	公共下水道事業	79億3,813万9千円	61億4,676万9千円
	東広島中核工業団地污水处理施設事業	1,735万2千円	1,964万4千円
	原地区工業団地污水处理施設事業	1,835万3千円	407万2千円
	志和流通団地污水处理施設事業	1,124万4千円	1,128万8千円
	黒瀬地区工業団地污水处理施設事業	720万2千円	621万円
	河内臨空団地污水处理施設事業	3,142万4千円	3,793万5千円
	農業集落排水事業	2億9,436万8千円	5億5,637万3千円
	東広島駅前土地区画整理事業	-	4億1,616万円
	ひがしひろしま墓園管理事業	2,283万4千円	3,439万9千円
	特定地域生活排水処理事業	1,171万2千円	1,171万8千円
	安芸津港湾事業	1,285万円	991万円
	国民健康保険	157億460万9千円	144億5,360万7千円
	後期高齢者医療	13億9,048万7千円	-
	老人保健	13億7,080万3千円	149億1,739万円
	介護保険	110億5,898万7千円	101億2,120万8千円
	財産区（管理会）	1,048万1千円 （10管理会）	856万5千円 （10管理会）
計	379億1,233万8千円	467億6,924万円	
合 計	1,039億9,433万8千円	1,119億9,524万円	

■水道事業会計

区 分	平成20年度当初業務予定量・予算額	平成19年度当初業務予定量・予算額
給水戸数	65,510戸	63,910戸
年間総配水量	17,971,500m ³	17,139,000m ³
一日平均配水量	49,237m ³	46,956m ³
収益的収入	43億5,080万7千円	43億3,732万9千円
収益的支出	43億8,583万5千円	44億 186万3千円
資本的収入	16億9,456万7千円	8億1,911万1千円
資本的支出	28億6,878万5千円	19億2,474万2千円

については賛成多数をもって、その他の会計については、全会一致をもって可決すべきものと決した。

《新年度予算について

本会議で行われた討論

●一般会計予算

▽反対討論

企業立地に対する助成よりも福祉の増進に力を入れるべきであり、市民の負託にこたえられる予算になっていない。

▼賛成討論

厳しい財政状況の中で、予算額が前年度比1・3%増となっており、バランスのとれた予算を組んでいる。

●特別会計予算

▼反対討論

乳幼児医療費の窓口負担をなくすべきである。短期被保険者証や資格証明書の発行をやめるべきである。後期高齢者医療制度では、きちんとした診察をしてもらえない。介護保険施設などの民営化は許すことができない。

▼賛成討論

医療や介護の方向性を見直す時期に来ているが、特に終末期医療においては、病院で死ぬよりも家族に見守られて死を迎える方が人間として幸せであると考えられる。この予算は、その方向性を実現するべく編成されたものと認識している。

常任委員会に

付託して可決した案件

【総務委員会付託案件】

●竹原広域行政組合の共同処理する事務及び組合規約の変更

竹原広域行政組合において共同処理する事務のうち、保健指導船の設置、管理及び運営に関する事務、消防に関する事務並びに液化石油ガス、高圧ガス及び火薬類に関する事務を廃止するもの。また、同組合規約の変更を行うもの。

●竹原広域行政組合において共同処理する事務の変更に伴う財産処分

竹原広域行政組合において共同処理する事務の変更に伴い、同組合の消防事務に関する財産の処分を定めるもの。

●竹原広域行政組合において共同処理している消防事務の廃止に伴う事務の承継

竹原広域行政組合において共同処理している消防事務の廃止に伴い、当該事務の承継に関し必要な事項を定めるもの。

●竹原市と東広島市との間における消防事務の事務委託

竹原市から消防事務の委託を受けることに伴い、協議して規約を定めるもの。

●大崎上島町と東広島市との間における消防事務の事務委託

大崎上島町から消防事務の委託を受けることに伴い、協議して規約を定めるもの。

●広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更

広島県市町公務災害補償組合が解散し、当該組合において共同処理する事務を広島県市町職員退職手当組合が引き継ぐこと及び同組合に新たに5団体が加入することに伴い、組合規約を変更するもの。

〔反対討論〕

後期高齢者医療制度の中止を求めているため、新たに設立される広島県後期高齢者医療広域連合の加入は認められない。

●広島県市町公務災害補償組合の解散

広島県市町職員退職手当組合及び広島県市町公務災害補償組合が統合され、広島県市町総合事務組合が設立されることに伴い、広島県市町公務災害補償組合を解散するもの。

●広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分

広島県市町公務災害補償組合の解散に伴い、同組合の財産の処分を定めるもの。

●事務分掌条例の一部改正

都市部に新たに市街地整備課を設けるもの。

●特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正

選挙長等の報酬の額を現行より100円ずつ引き下げるもの。

〔反対討論〕

選挙によっては開票時間が長く、負担も大きいため、認められない。

●条例の一部改正

個人の市民税の均等割を納付する義務がある控除対象配偶者等に係る当該均等割の税率の軽減額を現行の50円から1500円に引き上げるもの。

●特別会計条例の一部改正

東広島駅前土地区画整理事業特別会計を廃止し、並びに後期高齢者医療特別会計を新たに設置するとともに平成22年度をもって老人保健特別会計を廃止するもの。

〔反対討論〕

後期高齢者医療制度の中止を求めている中で、後期高齢者医療特別会計を新たに設置することは認められない。

●手数料条例の一部改正

新たに介護保険事業者の指定等の申請に係る手数料を徴収すると

ともに、不動産又は動産に関する証明に係る加算手数料の額の改定、戸籍に関する無料証明の対象者の追加その他所要の規定の整備を行うもの。

〔反対討論〕

介護保険制度の改正により、サービス提供事業者に対する報酬額が引き下げられている中で、新たな負担を求めることになる。

【文教厚生委員会付託案件】

●後期高齢者医療に関する条例の制定

保険料の徴収や減免に係る申請書の受付など市において行う事務、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期など、その実施に関し必要な事項を定めるもの。

〔反対討論〕

75歳以上の人だけをくくりにする、世界のどこにもない制度の創設には反対である。

〔賛成討論〕

地方自治体が法律に逆らうことはできず、本条例を制定しなければ、市内に住むこの制度の対象者は何の医療制度も受けられず、無責任なことではできない。

●教育委員会委員定数条例の制定

教育委員会の委員の定数を6人と定めるもの。

●平成19年度一般会計補正予算（第4号）を可決しました

（総務委員会付託）

補正額 18億9,542万2千円減 補正後の総額 661億3,044万5千円

（主な補正内容）

・ 議会費（議会及び事務局運営の減）	867万8千円減
・ 総務費（電算処理システム管理運営の減など）	2億 137万円 減
・ 民生費（公立保育所管理運営の減など）	3億1,579万5千円減
・ 衛生費（最終処分場管理運営の減など）	7,391万1千円減
・ 労働費（労政一般事業の増）	182万1千円増
・ 農林水産業費（林道改良事業の減など）	2億7,110万8千円減
・ 商工費（産業振興会館管理運営事業の増など）	2億 470万7千円増
・ 土木費（公共下水道事業特別会計繰出金の減など）	6億6,400万5千円減
・ 消防費（災害対策事業の減など）	9,048万2千円減
・ 教育費（中学校大規模改造事業の減など）	2億9,087万8千円減
・ 災害復旧費（農業用施設補助災害復旧事業の減など）	1億1,371万1千円減
・ 公債費（長期借入金利子の減など）	7,201万2千円減

●平成19年度特別会計補正予算を可決しました

会計名（補正回数）	補正額（補正内容）	補正後の総額	付託委員会	
住宅新築資金等貸付事業（1）	625万3千円増	2,024万5千円	建設委員会	
公共下水道事業（2）	14億 774万9千円増	77億 467万8千円		
東広島中核工業団地汚水処理施設事業（1）	368万6千円減	1,595万8千円		
原地区工業団地汚水処理施設事業（2）	（財源更正）	677万2千円		
志和流通団地汚水処理施設事業（1）	277万2千円増	1,406万円		
黒瀬地区工業団地汚水処理施設事業（1）	（財源更正）	621万円		
河内臨空団地汚水処理施設事業（1）	2,987万円 減	806万5千円		
農業集落排水事業（1）	1,139万5千円減	5億4,497万8千円	市民経済委員会	
東広島駅前土地区画整理事業（2）	8,439万3千円減	3億3,177万2千円	建設委員会	
ひがしひろしま墓園管理事業（1）	1,021万9千円減	2,418万円	市民経済委員会	
国民健康保険（3）	事業勘定	5億2,308万円 減	142億4,443万3千円	文教厚生委員会
	直営診療施設勘定	201万2千円減	6,880万3千円	
介護保険（3）	保険事業勘定	3億4,063万4千円減	95億 931万9千円	

<反対討論>

民生費や教育費の減額が大きく、市民生活が厳しい中で、これらの予算は計上すれば、有効に使われる。また、学校給食のセンター化には反対であり、これに係る予算計上は認められない。

●平成19年度水道事業会計補正予算（第3号）を可決しました（建設委員会付託）

区 分		補 正 額	補正後の総額
収益的収入及び支出	収入	3,366万9千円増	43億9,200万円
	支出	112万7千円減	44億3,644万6千円
資本的収入及び支出	収入	9億2,303万8千円増	17億8,614万9千円
	支出	9億2,077万円 増	28億5,172万8千円

●老人医療費助成条例等の一部改正
老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、老人医療費助成条例など5つの条例について、所要の規定の整備を行うもの。

●介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正
平成18年度及び平成19年度に講じた保険料率を引き下げる特例措置を、平成20年度においても引き続き行うもの。

●国民健康保険条例の一部改正
葬祭費の額を2万円から3万円に引き上げるとともに、国民健康保険に係る保健事業に特定健康診査及び特定保健指導を加えるもの。

●市立学校給食センター設置条例の一部改正
新たに東広島学校給食センターを設置するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

【市民経済委員会付託案件】

●専用水道等の設置及び給水に関する条例の一部改正
専用水道に浄水施設を新たに整備し、給水の経路を変更すること

に伴い、給水区域、給水人口及び1日最大給水量を改定するとともに、所要の規定の整備を行うもの。

●農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設設置及び管理条例の一部改正
農畜産物の加工所、直売所及び集出荷施設において、施設の利用に係る料金を指定管理者が収入として収受する利用料金制度を導入するとともに、当該施設の利用の公平を確保するための料金の改定その他所要の規定の整備を行うもの。

●財産の無償譲渡

産業振興会館の建物、附属設備及び備品、関連する土地を東広島商工会議所に無償で譲渡するもの。

〈反対討論〉

公的財産である以上、無償での譲渡には賛成できず、また、商工会議所以外が使用した際の使用料などを都市整備基金に積み立てた額の相当額を、一般会計から補助金として提供することも問題がある。

〈賛成討論〉

譲渡により、建物の修繕などの負担が軽くなると同時に、商工会議所からの寄附金により建設された施設である以上、無償で譲渡するのは当然である。商工会議所に無償譲渡することにより、本市のさらなる経済効果を生むものと確信している。

●産業振興会館設置及び管理条例の廃止
産業振興会館の譲渡に伴い、産業振興会館設置及び管理条例を廃止するもの。

〈反対討論〉

産業振興会館の譲渡に反対であるため、条例の廃止も反対である。

●コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正
一般国道185号安芸津バイパスの整備に伴い、中之村集会所の位置を変更するもの。

【建設委員会付託案件】

●市道の路線の廃止

県道の改良工事の完成及び土地改良事業の完了に伴い、起点、終点を変更する必要が生じた24路線及び他の路線に統合する2路線を廃止するもの。

●市道の路線の認定

一般国道375号の改良、土地改良事業の完了などに伴い、起点、終点を変更した路線並びに新設道路等43路線を一般交通の用に供するため、市道として認定するもの。

●公の施設の指定管理者の指定

東広島運動公園の管理を行う指定管理者として、ポラーノグループ東広島を指定するもの。

〈反対討論〉

正規雇用の契約がきちんと交わされていない。

●委託契約の変更

安芸津町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定について、契約金額を3億358万円減額し変更するもの。

変更後の契約金額
16億4642万円

●委託契約の変更

東広島浄化センターの建設工事委託に関する基本協定について、契約金額を3億8850万円減額し変更するもの。

変更後の契約金額
16億1150万円

●委託契約の変更

東広島浄化センターの建設工事委託に関する基本協定について、契約金額を3億9700万円減額し変更するもの。

変更後の契約金額
9億9300万円

●産業団地汚水処理施設設置及び管理条例の一部改正

黒瀬地区工業団地汚水処理施設に排除された汚水1m当たりの使用料を、420円に改定するもの。

●都市計画事業東広島駅前土地区画整理事業施行条例の廃止

土地区画整理事業の完了に伴い、東広島都市計画事業東広島駅前土地区画整理事業施行条例を廃止するもの。

● 公共下水道事業受益者負担金等に関する条例の一部改正

公共下水道事業の受益者負担金を完納しない者に対して督促状を発し、その者が、なお指定期限までに受益者負担金等や延滞金を完納しないときは、国税滞納処分等の例により滞納処分を行うもの。

● 自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正

自転車駐車場に放置されている自転車等を保管場所に移動し、保管するとともに、返還するために必要な措置を講じるもの。



委員会への付託を省略して

可決した案件

● 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること

東広島市黒瀬町榎原 1100番地19

吾郷 強

東広島市安芸津町大田 882番地

宮尾 みどり

● 固定資産評価審査委員会委員の選

任の同意

東広島市志和町志和東 1743番地

里川 武幸

委員会提出議案・議員提出議案

を可決しました

● 道路特定財源諸税における暫定税率等の延長に関する意見書の提出

道路特定財源は、受益者負担の原則のもと、遅れている道路整備を強力に推進するため、暫定税率を導入してまで必要額を確保している。しかし、本年3月に期限切れを迎える暫定税率が延長されなければ、道路整備への支障はもとより、地方財政へ重大な影響を及ぼすこととなる。

よって、国に対し、租税特別措置法などの改正手続きを年度内に確実に実施して道路特定財源に関する関係諸税の暫定税率を延長するとともに、地方道路整備臨時交付金制度の継続を求める意見書の提出を求めるもの。

〈反対討論〉

道路特定財源制度は、現在の事情には合わず、また、地方分権を掲げる一方で、暫定税率の維持を求めることは矛盾している。

国民の理解が得られず、国も納税者の理解を得るための努力をしているとは思えない。

特定財源を一般財源化して、福祉や環境施策にも充てるべきである。

〈賛成討論〉

新市の一体感の醸成には、早期の道路整備が不可欠である。本市内にも、消防・救急自動車

が入ることができない地域が多く、暫定税率の延長は必要である。

● 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の提出

《文教厚生委員会付託》

歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、保険給付範囲が年々減少している。また、歯科では過去30年にわたり、新しい治療法が保険の対象外である。これらのことから、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も厳しくなり、将来の歯科医療の確保さえ危ぶまれている。これを放置すれば、国民の健康維持に支障をきたし、国民医療費の増加にもつながる。

よって、「患者の窓口負担の軽減」、「保険での十分な歯周病の治療や管理」、「保険を利用してのよく噛める入れ歯の作製」、「安全で普及している歯科医療技術の速やかな保険適用」を求める意見書の提出を求めるもの。

〈委員会での賛成討論〉

食生活というものは人の健康にとって大事なことであり、医療費削減にもつながるため、歯科医療は充実しなければならない。

行政視察報告

総務委員会

● 日時／1月31日～2月1日

● 視察地／敦賀市・明石市

福井県敦賀市では、防災センターを地域防災計画に基づく災害対策拠点として位置づけ、災害発生時における迅速な初動体制の確立を目的に建設された「消防防災館の建設」について、兵庫県明石市では、阪神・淡路大震災を契機に「災害に強く、ひとにやさしいまちづくり」を目指し、最新鋭の消防救急システムや訓練プールを備えた「消防庁舎」について、また、市民防災の学習拠点や地域防災活動や災害対策支援の拠点として整備された「防災センター」についての行政視察を行った。

これら視察した事業を参考として、本市の今後の施策に生かしていきたい。



総務委員会行政視察（明石市）